

○地方独立行政法人法（抜粋）

【中期計画の変更認可】

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2・3 （略）

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

（中期目標等の特例）

第七十八条 （略）

2・3 （略）

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

【役員報酬基準の変更】

（役員報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方

独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の
人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、そ
の届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬
等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかにか
つて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員
の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を
参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条
第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準
用する。